

安全データシート

作成日：2010年11月15日

改定日：2016年11月21日

1、製品及び会社情報

製品名 ピカール液
商品コード 11100 12100 13100 16000 17000 17110
会社名 日本磨料工業株式会社
住所 東京都港区高輪3丁目23番15号
担当部門 営業本部
電話番号 03-3441-6231
FAX 番号 03-3441-6236
緊急連絡先 大森工場製造部 TEL03-3762-1666 FAX03-3762-1668
推奨用途 金属磨き剤

2、危険有害性の要約

GHS 分類

危険有害性項目	分類結果	注意喚起語	シンボル
引火性液体	区分4	警告	シンボルなし
皮膚腐食性・刺激性	区分2	警告	
目に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2B	警告	シンボルなし
発がん性	区分2	警告	
特定標的臓器・反復ばく露	区分1	危険	

ラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険

危険有害性情報

- ・可燃性液体 (H227)
- ・皮膚刺激 (H315)
- ・眼刺激 (H320)

ピカール液 2016年11月21日

- ・発がんのおそれの疑い（H351）
- ・長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（H372）

注意書き

一般(消費者製品)

- P101 医学的な助言が必要なときには、製品容器やラベルを持っていくこと。
- P102 子供の手の届かないところに置くこと。
- P103 使用前にラベルをよく読むこと。

安全対策

- P201 使用前に取扱説明書を入手すること。
- P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- P210 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざける-禁煙
- P260 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- P264 取扱い後は手をよく洗うこと。
- P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること

応急措置

- P302+P352 皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと
- P332+P313 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断／手当てを受けること。
- P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。
次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P337+P313 眼の刺激が続く場合：医師の診断、手当てを受けること。
- P301+P330+P331 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- P315 直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- P314 気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。
- P370+P378 火災の場合：消火するために二酸化炭素、粉末消火剤、泡消火剤、乾燥砂を使用すること。
- P308+P313 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること

ピカール液 2016年11月21日

保管

P405 施錠して保管すること。

P403+P235 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

廃棄

P501 内容物、容器の廃棄は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物業者に委託すること。

3、組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

成分名	安衛法 表示対象物 通知対象物		化審法No.	PRTR 法No.	CAS. No.
	政令番号	含有率%			
研磨材(酸化アルミニウム)	# 189	20	1-23	非該当	1344-28-1
鉱物油(灯油)	# 380	10	9-1702	非該当	8008-20-6
キシレン (灯油に含有)	# 136	0.15	3-3	非該当	1330-20-7
脂肪酸アンモニウム塩	脂肪酸	非該当	2-609 2-608 2-975	非該当	67701-08-0
	アンモニア水		1-314		1336-21-6
エチレングリコール	#75	1 未満	2-230	非該当	107-21-1
水	非該当		—	非該当	7732-18-5

4、応急処置

吸入した場合	蒸気やミストを吸入して気分が悪くなった場合は、直ちに新鮮な空気の場所に移動し安静にし、必要に応じて医師の手当て、診断を受けること。
皮膚に付着した場合	石鹼で充分洗浄後よく水洗いすること。汚染された衣服は直ちに脱ぎ、再使用する前に洗濯すること。 異常がある場合は、医師の診断を受けること。
眼に入った場合	研磨粉が入っているため目をこすらずに、大量の清水にて15分以上洗浄する。まぶたの裏まで完全に洗うこと。 コンタクトレンズを着用していて容易にはずせる場合は、はずして洗浄すること。 眼の刺激が続く場合は医師の手当てを受けること。
飲み込んだ場合	吐かせずに、水で口の中をすすいで、直ちに医師の手当て、診断を受けること。
予想される急性症状及び遅発性症状	誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こすことがある。

5、火災時の措置

消火剤	二酸化炭素、粉末消火剤、泡消火剤、乾燥砂。
特有の消火方法	危険でなければ火災区域から製品を移動する。 消火作業は、可能な限り風上から行う。
消火を行う者の保護	適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。

6、漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置	作業者は適切な保護具(ゴム手袋、眼鏡、前掛け、マスク等)を着用する。 屋内作業の場合は、換気を十分に行う。風上から作業をする。 火災に備えて、消火剤を準備する。周辺での火気の手扱いを禁止する。
環境に対する注意事項 回収	河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。 少量の場合は、ウエス、おがくず、土、砂等を用いて吸収させ、密閉できる容器に回収する。 大量の場合は、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて密閉できる容器に回収する。
二次災害の防止策	全ての発火源を取り除く。近くでの喫煙、火気の禁止。 排水溝、下水溝等への流入を防ぐ。

7、取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	作業場所の換気を十分行うこと。
安全取扱い注意事項	使用前に取扱説明書を入手し、すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 周辺での高温物、火気の使用を禁止する。 ミスト、蒸気を吸入しないこと。 この製品を使用する時に、飲食、喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。眼に入れないこと。 適切な保護具を着用すること。

保管

保管条件	熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。 直射日光の当たる所や温度40℃以上、0℃以下、水のかかる場所、湿気の多い場所には置かない。
------	---

8、暴露防止及び保護措置

管理濃度	設定されていない。
設備対策	作業場近くに手洗いや洗眼できる設備の設置が望ましい。

ピカール液 2016年11月21日

保護具

呼吸器の保護具	必要に応じて保護マスクを使用する。
手の保護具	必要に応じて保護手袋を使用する。
眼の保護具	必要に応じて保護眼鏡を着用する。
皮膚及び身体	必要に応じて保護衣を着用する。

衛生対策 取扱い後はよく手を洗うこと。

9、物理的及び化学的性質

物理的状態	粘りのある乳白色液体
臭い	特異臭
pH	9～11 (20℃)
凍結点	約0℃
引火点	約80℃
比重	1.1 (20℃)
溶解性	水に分散性

10、安定性及び反応性

安定性	通常の条件では安定
危険有害反応	なし
避けるべき条件	加熱、凍結
危険有害な分解生成物	加熱により気化した灯油成分と微量のアンモニアガスを生成する。

11、有害性情報

急性毒性（経口）	区分外
急性毒性（経皮）	区分外
急性毒性（吸入、粉じん、ミスト）	区分外
皮膚腐食性、刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2B
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	区分外
発がん性	区分2
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器・単回暴露	区分外
特定標的臓器・反復暴露	区分1
吸引性呼吸器有害性	区分外

1 2、環境影響情報

水生環境急性有害性	分類できない
水生環境慢性有害性	分類できない

1 3、廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合はそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装	容器は清潔にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処理を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

1 4、輸送上の注意

国際規則	国連分類	非該当
	海洋汚染物質	油分排出規制
国内規則	陸上規制情報	消防法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
特別の安全対策	輸送に関しては、直射日光にあてる等、高温状態での輸送をしないこと。 容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 重量物を上積みしない。	

1 5、適用法令

消防法	指定可燃物 可燃性液体類
労働安全衛生法	第57条 施行令第18条（名称等を表示すべき有害物） 酸化アルミニウム 20% 灯油 10% 第57条の2 施行令第18条の2（名称等を通知すべき有害物） 酸化アルミニウム 20% 灯油 10% キシレン 0.15%

16、その他の情報

参考文献

- 1) JIS Z 7252 2014 日本規格協会
- 2) JIS Z7253 2012 日本規格協会
- 3) 化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) 改訂 2 版 国連出版物

記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、すべての情報を網羅しているものではありません。取扱いには充分注意してください。

含有量、物理化学的性質、危険有害性等は参考情報であり、いかなる保障をなすものではありません。

注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをされる場合には、用途・用法に適した安全対策をした上でお取扱い願います。